

日バス協企労第338号
令和3年9月2日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人日本バス協会
参与 篠宮 隆

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者
支援事業等の周知について（周知依頼）

標記について厚生労働省労働基準局長および厚生労働省職業安定局長より最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者への支援事業等の周知依頼がありました。

事業場内の最低賃金を引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例定な要件緩和・拡充が行われたところです。また、雇用調整助成金についても、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間当たり賃金を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上げる本年10月から12月までの3カ月間、休業規模要件を問わずに支給する特例が設けられたところです（雇用保険被保険者、被保険者以外とともに、緊急雇用安定助成金で対応。）。

つきましては、貴協会傘下の会員事業者に対して別添リーフレットの周知をお願いいたします。

担当：企画・労務部 田知花
電話：03-3216-4015